

要求水準書(案) 令和2年4月15日公表時点からの主な変更点

	修正前(令和2年4月15日公表時点)	修正後(令和2年10月29日公表時点)
P.13 用語の定義 耐震適合管	…、 <u>一般継手のダクタイル鋳鉄管。</u>	…、 <u>K形継手等(K、T(平成11年以降)、U、P)</u> のダクタイル鋳鉄管。
P.21 第2-2(3)イ	ただし、運営権者と直接雇用関係にある者を選任するものとする。	水道施設運営等事業技術管理者及び業務責任者については、原則、 運営権者と直接雇用関係にある者を選任することとする。 ただし、構成企業等から出向又は派遣により運営権者へ配置する場合は、出向又は派遣期間中は、運営権者の業務に専念することを義務付けるとともに、事前に市の承認を得ることとする。
P.22 第2-2(3)イ(ア)	…ただし、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条で定める資格を有する者を選任すること。	…ただし、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第7条で定める資格を有する者を選任すること。
P.22, 23 第2-2(3)エ	本事業に係る組織体制について、事業体制図及び各責任者(取締役等会社役員の構成を含む。)の一覧表を作成し、市に提出すること。 本事業の業務の責任者について配置変更等を行う場合は、上記の事業体制図及び責任者一覧表を修正し、その変更理由を添えて市に提出すること。	本事業に係る組織体制について、事業体制図(取締役等会社役員の構成を含む。)及び各責任者の一覧表を作成し、市に提出すること。 事業体制又は役員若しくは責任者について組織改編又は配置変更等を行う場合は、事業体制図及び責任者一覧表を修正し、その変更理由を添えて市に提出すること。

<p>P.24 第2-2-(5)ア</p>	<p>各収支計画の作成にあたっては、当該期間中の損益や資金繰り等、財務状況の見通しが確実かつ合理的なものとなっており、事業遂行の実現性が財務面からも担保されたものとする。</p>	<p>各収支計画の作成にあたっては、当該期間中の損益や資金繰り等、財務状況の見通しが確実かつ合理的なものとなっており、事業遂行の実現性が財務面からも担保されたものとする。</p> <p><u>各収支計画(提案書類を含む)における工事費、経費等の見通しは、計画延長、施工方法及び管理体制等、運営権者の実態を適切に反映しており、その区分も合理的かつ適切であることに加え、工事費の基となる配水管の口径別単価(配水管の平面延長(市の管路情報管理システム上において計測される延長を指す。)1キロメートルあたりの布設替及び撤去に要するそれぞれの口径別の単価)が一部の口径に極端に偏重した金額となることがないようにするなど、適切に設定すること。</u></p>
<p>P.26 第2-2-(8)</p>	<p>本事業に対する地域住民への理解及び認知度を高め、もって本事業の円滑な推進を図るため、広報及び情報発信を積極的に行い、地域住民と良好な関係の維持に努めること。</p> <p>地域住民から意見又は・・・</p>	<p>本事業に対する地域住民への理解及び認知度を高め、もって本事業の円滑な推進を図るため、広報及び情報発信を積極的に行い、地域住民と良好な関係の維持に努めること。</p> <p><u>また、受託者等を含め、誠実かつ丁寧に本事業を実施し、服装等に配慮するとともに、地域住民と対応するときは、特に言葉遣いや態度に注意すること。</u></p> <p>地域住民から意見又は・・・</p>

<p>P.27~29 第2-2(12)~(14)</p>	<p>記述なし</p>	<p><u>(12)事業の引継ぎに関する事項、(13)本運営事業の継続が一時的に困難となった場合の措置に関する事項、(14)協定等の遵守に関する事項</u>を追加</p>
<p>P.33 第3-3(1)ア(オ)</p>	<p>・・・配水機場から災害医療機関及び広域避難場所(令和元年12月末時点で合計128箇所)・・・</p>	<p>・・・配水機場から災害医療機関及び広域避難場所(令和2年9月末時点で合計129箇所)・・・</p>
<p>P.33, 34 第3-3(1)イ</p>	<p><u>イ ア及び(2)-アの定量的指標の達成と(2)-イからカに基づく適切な路線選定の確保</u>に向け、市が進捗状況を適切に把握し、事業全体を適正に管理できるよう、「<u>全体事業計画書</u>」及び「<u>中期事業計画書</u>」に(ア)から(エ)の事項を盛り込むこと。 <u>(ア) 各年度における、アの達成状況の見込み</u> <u>(イ) (2)-アの地震時における断水影響の低減効果とその算定根拠</u> (ウ) 各年度の事業量(管種・継手・口径別)と事業費の見込み (エ) (2)-イからオに係る各年度の事業量の見込み</p>	<p><u>イ アの定量的指標の達成と(2)-アからカに基づく適切な路線選定の確保</u>に向け、市が進捗状況を適切に把握し、事業全体を適正に管理できるよう、「<u>全体事業計画書</u>」に(ア)から(エ)の事項、「<u>中期事業計画書</u>」に(イ)から(エ)の事項を盛り込むこと。 <u>(ア) (2)-アの地震時における断水影響の低減効果とその算定根拠</u> <u>(イ) 各年度における、アの達成状況の見込み</u> (ウ) 各年度の事業量(管種・継手・口径別)と事業費の見込み (エ) (2)-イからオに係る各年度の事業量の見込み</p>

<p>P.34 第3-3(1)ウ</p>	<p>ウ <u>ア及び(2)-アの定量的指標の達成と(2)-イからカに基づく適切な路線選定の確保</u>に向け、市が進捗状況と路線選定状況を適切に把握できるよう、「単年度事業計画書」に(ア)から(ウ)の事項を盛り込むこと。 (ア) 当該年度における、アの達成状況の見込み (イ) <u>(2)-アからオごとの、更新対象とする配水管の路線リスト及び事業量の見込み</u> (ウ) 事業費の見込み</p>	<p>ウ <u>アの定量的指標の達成と(2)-イからカに基づく適切な路線選定の確保</u>に向け、市が進捗状況と路線選定状況を適切に把握できるよう、「単年度事業計画書」に(ア)から(ウ)の事項を盛り込むこと。 (ア) 当該年度における、アの達成状況の見込み (イ) <u>(2)-イからオごとの、更新対象とする配水管の路線リスト及び事業量の見込み</u> (ウ) 事業費の見込み</p>
--------------------------	--	---

<p>P.34 第3-3(2)ア 第3-3(2)ア(ア)</p>	<p>ア 路線選定にあたっては、地震時においても迅速かつ効果的な配水運用・管理が行えるよう、階層化・ブロック化された管路構成を踏まえるとともに、本事業の目的である「断水リスクの低い耐震管路網の構築」を達成するため、<u>配水管更新の事業効果に関して達成すべき定量的指標として、(ア)及び(イ)の事項を求め</u>る。なお、<u>地震時における断水影響の低減効果の算出は、別添1(計画業務に関する詳細事項)に示す条件によるものとする。</u></p> <p>(ア) 地震時に被害が集中することが見込まれる鑄鉄管を早期に解消させるため、当該路線を優先的に選定し、南海トラフ巨大地震の発生直後において、日平均給水量程度に相当する水量を供給できる耐震管路網(少なくとも管路内が有圧で保たれ、消火栓において飲料水や消防水利が確保できる管路網)を、<u>6事業年度末までに形成</u>すること。</p>	<p>ア 路線選定にあたっては、地震時においても迅速かつ効果的な配水運用・管理が行えるよう、階層化・ブロック化された管路構成を踏まえるとともに、本事業の目的である「断水リスクの低い耐震管路網の構築」を達成するため、<u>(ア)及び(イ)の事項を求め</u>る。</p> <p>(ア) 地震時に被害が集中することが見込まれる鑄鉄管を早期に解消させるため、当該路線を優先的に選定し、南海トラフ巨大地震の発生直後において、日平均給水量程度に相当する水量を供給できる耐震管路網(少なくとも管路内が有圧で保たれ、消火栓において飲料水や消防水利が確保できる管路網)を、<u>6事業年度末を目安に形成</u>すること。</p>
--	---	--

<p>P.35 第3-3(2)エ</p>	<p>エ 2次配水ブロック階層に位置する配水管の更新にあたっては、震災時においても消防水利を確保する観点から、消火栓が設置されている路線を優先的に選定すること。</p>	<p>エ 2次配水ブロック階層に位置する配水管の更新にあたっては、震災時においても消防水利を確保する観点から、消火栓が設置されている路線を優先的に選定すること。<u>また、地域的な偏りが生じないように配慮すること。</u></p>
<p>P.35 第3-3(2)オ</p>	<p>オ 市が提供する漏水事故履歴(原則、年1回提供)及び土壌特性区分(一般土壌、やや腐食性の高い土壌)等の情報を活用し、老朽化対策の観点を踏まえた優先順位も加味した路線の選定に努めること。なお、本事業期間中に発生した漏水事故についても、適宜、優先順位に反映すること。</p>	<p>オ 市が提供する漏水事故履歴、<u>出水不良消火栓の配置</u>(原則、年1回提供)及び土壌特性区分(一般土壌、やや腐食性の高い土壌)等の情報を活用し、老朽化対策の観点を踏まえた優先順位も加味した路線の選定に努めること。なお、本事業期間中に発生した漏水事故についても、適宜、優先順位に反映すること。</p>
<p>P.35 第3-3(2)ク</p>	<p>ク (1)-ア-(ウ)及び(オ)並びに(2)-アで定める定量的指標の達成にあたり、同等の耐震管路網の構築が可能な代替ルートが存在しない路線の配水管更新において、特殊な工法や材料を使用しても工事ヤード周辺の施工環境等から施工の実施が実質的に不可能と判断される場合や、当該路線の他の埋設物管理者等と繰り返し協議を行った結果、本事業期間内に工事許可等が得ることができない場合は、当該路線の措置について市と協議し、市の承認を得ること。</p>	<p>ク (1)-ア-(ウ)及び(オ)並びに<u>アの達成</u>にあたり、同等の耐震管路網の構築が可能な代替ルートが存在しない路線の配水管更新において、特殊な工法や材料を使用しても工事ヤード周辺の施工環境等から施工の実施が実質的に不可能と判断される場合や、当該路線の他の埋設物管理者等と繰り返し協議を行った結果、本事業期間内に工事許可等が得ることができない場合は、当該路線の措置について市と協議し、市の承認を得ること。</p>

<p>P.42 第4-3(1)キ</p>	<p>キ 市の「調達用配管材料仕様書」に定めのない材料を使用する場合は、「資材等審査委員会」において市の承認を得ること。</p>	<p>キ 市の「調達用配管材料仕様書」に定めのない材料を使用する場合は、「資材等審査委員会」において市の承認を得ること。<u>なお、特殊配管を含む路線等に対して限定的な使用を求める材料については、当委員会の承認手続きを省略し、市の個別承認を得ることで足りうる。</u></p>
<p>P.43 第4-3(4)ア</p>	<p>ア 附属設備(制水弁、空気弁、消火栓等)の配置は、配水管の耐久性をはじめ、配水運用・管理の柔軟性・操作性と配水区域全体の配水管の維持管理性を左右するものであるため、第3-3-(4)で策定する配水計画と整合を図り、最適な形で<u>配置すること。</u></p>	<p>ア 附属設備(制水弁、空気弁、消火栓、<u>排水設備</u>等)の配置は、配水管の耐久性をはじめ、配水運用・管理の柔軟性・操作性と配水区域全体の配水管の維持管理性を左右するものであるため、第3-3-(4)で策定する配水計画と整合を図り、最適な形で<u>配置し、市の承認を得ること。</u></p>
<p>P.44 第4-3(5)ア</p>	<p>ア 給水管接合替の施工範囲は、原則として、給水管の分岐の復元に必要となる部分までとするが、(ア)、(イ)に該当する場合は、それぞれに示す範囲まで実施することを原則として、<u>施工範囲を決定すること。</u>また、その際、不要となった給水管は全て撤去すること。</p>	<p>ア 給水管接合替の施工範囲は、原則として、給水管の分岐の復元に必要となる部分までとするが、(ア)、(イ)に該当する場合は、それぞれに示す範囲まで実施することを原則として、<u>施工範囲を決定し、埋設ルート等について市の承認を得ること。</u>また、その際、不要となった給水管は全て撤去すること。</p>

(大阪市水道PFI管路更新事業等) 要求水準書(案)令和2年4月15日公表時点からの主な変更点

<p>P.50 第5-2(1)</p>	<p>工事に必要な各種許可について、道路管理者、河川管理者その他施設管理者(鉄道管理者、用地管理者等)及び交通管理者に提出する資料の作成、調整を行う業務</p>	<p>工事に必要な各種許可について、道路管理者、河川管理者その他施設管理者(鉄道管理者、用地管理者等)及び交通管理者に提出する資料の作成、調整及び申請を行い、許可を取得する業務</p>
<p>P.52 第5-3(1)ア</p>	<p>工事に必要な許可・承認・承諾を得るための、道路管理者、河川管理者その他施設管理者(鉄道管理者、用地管理者等)及び交通管理者との協議を当該管理者の要請により市が実施する場合であっても、当該協議に必要な各種申請・届出書類及び図面等の関係図書を適切な時期に作成・提出し、必要に応じて協議に参加して質疑等の対応を行うこと。</p>	<p>工事に必要な許可・承認・承諾を得るための、道路管理者、河川管理者その他施設管理者(鉄道管理者、用地管理者等)及び交通管理者との協議に必要な各種申請・届出書類及び図面等の関係図書を適切な時期に作成・提出し、許可を取得すること。また、許可申請やそれらに係る協議について、当該管理者の要請により市が実施する場合においても、適切に関係図書類を作成するとともに、必要に応じて協議に参加して質疑等の対応を行うこと。</p>
<p>P.56 第5-3(5)ウ(ウ)</p>	<p>全ての分岐箇所において、遊離残留塩素濃度の測定を行うこと。また、穿孔作業時の切削屑及びビニル製給水管接合時の接着剤等、工事に伴って管内部に発生する異物は確実に排出すること。</p>	<p>全ての分岐箇所において、遊離残留塩素濃度の測定を行うこと。また、穿孔作業時の切削屑及びビニル製給水管接合時の接着剤等、工事に伴って管内部に発生する異物は確実に排出すること。 なお、給水管接合替の施工にあたり、鉛給水管の解消等に伴う水道メーター周辺の私有地掘削が必要となる場合は、所有者等に施工内容の説明を行ったうえで承諾書を取得し、施工すること。</p>

<p>P.57 第5-3(6)イ</p>	<p>(完成図書類) (ア) 工事完成図 (イ) 弁栓類台帳及び制水弁台帳 (ウ) 継手チェックシート (エ) 各種管理試験報告書(出来形(品質)管理表) (オ) 工事記録写真帳 (カ) 各種使用材料(配水管材料・埋戻し材料等)の納品伝票、出荷証明書等の記録並びに材料の品質試験成績書及び検査成績証明書等の品質証明 (キ) その他必要に応じて市が指示する図書</p>	<p>(完成図書類) (ア) 工事完成図 (イ) 弁栓類台帳及び制水弁台帳 (ウ) 補正管理図 (エ) 継手チェックシート (オ) 各種管理試験報告書(出来形(品質)管理表) (カ) 工事記録写真帳 (キ) 各種使用材料(配水管材料・埋戻し材料等)の納品伝票、出荷証明書等の記録並びに材料の品質試験成績書及び検査成績証明書等の品質証明 (ク) その他必要に応じて市が指示する図書</p>
<p>P.57 第5-3(6)エ、オ</p>	<p>エ イの市による確認が完了した後、イ - <u>(ア)</u>及び<u>(イ)</u>の書類を市に提出すること。 オ イ - <u>(ウ)</u>から<u>(キ)</u>の書類については、工事のトレーサビリティの確保に必要な資料として、工事、年度毎に取りまとめて適切に管理し、工事完成検査を実施した年度の翌年度から起算して5年間保存すること。</p>	<p>エ イの市による確認が完了した後、イ - (ア)から(ウ)の書類を市に提出すること。 オ イ - (エ)から(ク)の書類については、工事のトレーサビリティの確保に必要な資料として、工事、年度毎に取りまとめて適切に管理し、工事完成検査を実施した年度の翌年度から起算して5年間保存すること。</p>

<p>P.68 別添1 旧(1)</p>	<p>(1)地震時における断水影響の低減効果に係る計算 今後の発生が想定されている南海トラフ巨大地震及び上町断層帯地震に対し、「断水リスクの低い耐震管路網の構築」に向けた管路更新を進めるにあたり、整備の進捗状況を「断水影響の低減効果」の視点で定量的に測定できるよう、市では、簡易に計算するためのテンプレートを作成している。 以上を踏まえ、第3-3-(2)-アにおける、地震時における断水影響の低減効果の算出について、ア、イに基づいて行うこと。 ア 市が配水管の管種、口径、機能等に応じて設定する、配水管の更新が断水率の低減に寄与する度合に基づき、南海トラフ巨大地震及び上町断層帯地震における断水影響の低減効果をそれぞれ算出すること。 イ アの効果の計算は、市が提供するテンプレートにより実施すること。</p>	<p>削除 ((2)以降の号を繰り上げ)</p>
--------------------------	--	--

<p>P.68 別添1 新(1)ア</p>	<p>ア 第3-3-(1)-アで定める<u>定量的指標の達成又は進捗状況及び(1)で定める断水影響の低減効果の算出</u>にあたっては、第5-3-(6)で市が行う完成図書類の確認が完了した年度に一括して実績を計上する「竣工延長」を基本とすること。ただし、配水管更新計画に対する進捗状況を的確に把握できるよう、各事業報告書においては、各年度に布設した延長(見込みも含む。)を当該年度の実績として計上する「布設延長」も合わせて盛り込むこと。</p>	<p>ア 第3-3-(1)-アで定める<u>定量的指標の達成</u>にあたっては、第5-3-(6)で市が行う完成図書類の確認が完了した年度に一括して実績を計上する「竣工延長」を基本とすること。ただし、配水管更新計画に対する進捗状況を的確に把握できるよう、各事業報告書においては、各年度に布設した延長(見込みも含む。)を当該年度の実績として計上する「布設延長」も合わせて盛り込むこと。</p>
<p>P.74 別添1-新(2)ク(イ)</p>	<p>(イ) 消火栓を設置する路線の配水管更新後の口径は、消防水利に必要な<u>水圧確保</u>の観点から、原則として<u>100mm以上、300mm以下とすること。</u></p>	<p>(イ) 消火栓を設置する路線の配水管更新後の口径は、消防水利に必要な<u>水圧確保等</u>の観点から、原則として<u>75mm以下及び400mm以上としないこと。</u></p>
<p>P.80 別添2-(3)イ</p>	<p>・・・ なお、上記の各種調書の関係先への提出及び調整については、市が行う。</p>	<p>・・・ なお、上記の各種調書の<u>大阪市道路工事調整協議会への提出及び調整については、市が行うが、その後、調書の修正及び関係先との再調整が生じた場合には、運営権者は速やかに必要な関係書類の作成及び調書の修正を行い、市を補助すること。</u></p>

(大阪水道PFI管路更新事業等) 要求水準書(案)令和2年4月15日公表時点からの主な変更点

<p>P.81 別添2-(3)オ</p>	<p>オ 私有地内で工事を行う際は、土地所有者との協議並びに工事及び占用に関する承諾手続きを事前に完了させること。</p>	<p>オ 私有地内で工事を行う際は、土地所有者との協議並びに工事及び占用に関する承諾手続きを事前に完了させること。<u>また、工事時に撤去が必要となる私設境界ピンについては、事前に引照測量等で位置を調査したうえで一時撤去し、工事完了後には原則全て復元すること。</u></p>
<p>P.84 別添2-(5)ア(エ)(オ)</p>	<p>記述なし</p>	<p><u>(エ) (ア)~(ウ)以外に、市が維持管理上必要と判断した場所については、設置すること。</u> <u>(オ) 不断水簡易仕切弁については、制水弁として取り扱わないこと。なお、断水範囲縮小など施工性向上の観点から設置することについては、維持管理上支障がないことを市と協議のうえにおいて、可とする。</u></p>
<p>P.84 別添2-(5)イ</p>	<p>イ 排水設備の設置にあたり、(中略)措置を施すこと。</p>	<p>イ 排水設備の設置にあたり、(中略)措置を施すこと。<u>また、市が、排水設備を維持管理上必要と判断した場所については、設置すること。</u></p>
<p>P.84 別添2-(5)エ</p>	<p>記述なし</p>	<p><u>エ 流量計、水圧計又は自動水質計器が設置されている配水管を更新する際には、市と事前に協議することとし、市が求める計器の設置に必要な土木施設(弁室及び導圧管、採水管、電気・通信ケーブルのさや管)を構築すること。なお、計器の設置は市が行う。</u></p>

<p>P.95 別添3-(3)オ</p>	<p>オ 建設系廃棄物の適正な処理 工事により生じる建設副産物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)及び建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(国土交通事務次官通達、平成18年6月12日)を遵守し、(ア)から(ウ)に基づき、適正な処理及び再生資源の活用を行うこと。</p>	<p>オ 建設系廃棄物の適正な処理 工事により生じる建設副産物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)、<u>資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)</u>、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)及び建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(国土交通事務次官通達、平成18年6月12日)<u>その他関係法令等</u>を遵守し、(ア)から(ウ)に基づき、適正な処理及び再生資源の活用を行うこと。</p>
<p>P.97 別添3-(3)ク(ウ)</p>	<p>(ウ) 断通水作業等完了時には、断通水作業等の範囲内及び周辺の水道水について、外観、臭気に異常がないことを確認のうえ、水質測定機器を用いて濁度、遊離残留塩素濃度の測定を行い、水質を確保すること。</p>	<p>(ウ) 断通水作業等完了時には、断通水作業等の範囲内及び周辺の水道水について、外観、臭気に異常がないことを確認のうえ、水質測定機器を用いて濁度、遊離残留塩素濃度の測定を行い、<u>濁度は1.0度以下、遊離残留塩素濃度は0.15mg/L以上であることを確認し</u>、水質を確保すること。</p>

<p>P.97 別添3-(3)ク(エ)</p>	<p>(エ) 住民や事業所等との断通水作業に係る調整の結果、応急給水が必要となる場合は、市に報告のうえ、飲料水として提供できる品質を確保した水を、<u>衛生性・効率性に配慮し給水すること。</u>ただし、これに要する費用は運営権者の負担とする。</p>	<p>(エ) 住民や事業所等との断通水作業に係る調整の結果、応急給水が必要となる場合は、市に報告のうえ、飲料水として提供できる品質を確保した水を、<u>衛生性を確保したうえで、効率性に配慮し</u><u>応急給水すること。</u><u>応急給水で提供する水は、水道により供給される水を原則とし、応急給水先の住民や事業所の了承を得たうえで提供すること。</u>ただし、これに要する費用は運営権者の負担とする。</p>
-----------------------------	--	---

<p>P.97, 98 別添3 - (3)ク 新(キ)(ク)</p>	<p>記述なし</p>	<p>(キ) (カ)に示す市の水質試験所による水質検査の受検にあたっては、原則、採水の1週間前までに市の水質試験所に連絡すること。試料水を採取し、現場で理化学測定を行うとともに、市の水質試験所まで迅速に試料水を持ち込むこと。夜間・休日の採水など、市の業務時間内に持ち込みができない場合は、採水後迅速に冷暗所に保管したうえで、翌営業日の午前中に持ち込むこと。採水に用いる容器は採水びん及び滅菌びんとし、運営権者が調達すること。採水、保管及び理化学試験方法、容器の容量、素材、持ち込み本数など詳細については市が提示する。採水、現場での理化学測定、運搬(市の水質試験所に持ち込むまでの保管を含む。)及び容器に係る費用は運営権者が負担し、市の水質試験所で行う水質検査費用は市の負担とする。</p> <p>(ク) (キ)に示す現場での理化学測定項目は、気温、水温、外観、異物の有無、遊離残留塩素濃度、残留塩素濃度とし、試料水の持ち込み時に、採水者氏名、採水日時と合わせて、測定結果を市の水質試験所に提出すること。</p> <p>((キ)以降を2つ繰り下げ)</p>
--	-------------	---

<p>P.98 別添3-(3)ク新(コ)</p>	<p>(ク) (カ)による水質検査を合格した配水管から給水管接合替を行う工程において、当該配水管や既設管の管内水量に対する需要水量が十分でない場合、配水管内に滞留した水道水の遊離残留塩素が低減することがある。以上を踏まえ、必要に応じて滞留水排水を行い、水道水の外観、臭気に異常がないことを確認のうえ、水質測定機器による濁度、遊離残留塩素濃度の測定を行い、水質を確保すること。</p>	<p>(コ) (カ)による水質検査を合格した配水管から給水管接合替を行う工程において、当該配水管や既設管の管内水量に対する需要水量が十分でない場合、配水管内に滞留した水道水の遊離残留塩素が低減することがある。以上を踏まえ、必要に応じて滞留水排水を行い、水道水の外観、臭気に異常がないことを確認のうえ、水質測定機器による濁度、遊離残留塩素濃度の測定を行い、<u>濁度は1.0度以下、遊離残留塩素濃度は0.15mg/L以上であることを確認し、</u>水質を確保すること。</p>
<p>P.98 別添3-(3)ク新(シ)(ス)</p>	<p>(コ) (ウ)及び(ク)で用いる水質測定機器は3カ月毎に測定精度のチェックを行うこと。 (サ) (ウ)及び(ク)の水道水の外観及び臭気の確認並びに水質測定機器による測定は、別添3-(2)-エで定める教育訓練を履修した受けた者が行うこと。</p>	<p>(シ) (ウ)、<u>(ク)</u>及び(コ)で用いる水質測定機器は3カ月毎に測定精度のチェックを行うこと。 (ス) (ウ)、<u>(ク)</u>及び(コ)の水道水の<u>採水、その</u>外観及び臭気の確認並びに水質測定機器による測定は、別添3-(2)-エで定める教育訓練を履修した受けた者が行うこと。</p>
<p>P.99 別添3-(3)ケ(ク)</p>	<p>記述なし</p>	<p><u>(ク) 洗浄水を放流した場合は、所定の様式により、その水量を毎月、市へ報告すること。</u></p>